

民間事業者による宅地開発インセンティブ制度創設について

令和3年4月に湖西市立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定しました。このうち居住誘導区域内において、未利用地等を活用しながら住宅用地の開発を促進するため、2つの民間宅地開発促進補助制度を創設する予定です。

住宅用地を供給することで、職住近接による持続可能な集約・連携型のまちづくりにつなげます。

1 土地を提供する人への補助（民間宅地開発事業土地提供者奨励金制度）

- ▶ 湖西市立地適正化計画の居住誘導区域内で住宅用地分譲のための開発を行う事業者（下記奨励金を受ける事業者に限る）へ土地を提供（売却）する場合に、土地提供者に奨励金を交付する。
 - ◇ 奨励金の額は、1平方メートル当たり2,000円とし、上限は1人当たり200万円とする。
 - 長期所有者（提供する年の1月1日時点で5年超）に限る。
 - 共有の場合は持分割合に応じる。
 - 交付時期は開発が完了した時点とする。

2 土地の開発を行う事業者への補助（民間宅地開発事業奨励金制度）

- ▶ 湖西市立地適正化計画の居住誘導区域内で住宅用地分譲のための開発を行う事業者に、開発完了後に市に帰属することになる公共施設（道路・調整池）の面積に応じ、奨励金を交付する。
 - ◇ 奨励金の額は、開発完了後に市に帰属する道路1平方メートル当たり3,000円・調整池1平方メートル当たり6,000円とし、上限は1事業者当たり1,000万円とする。
 - 1,000㎡以上のまとまった土地を対象とする。（開発許可案件に限る）
 - 交付時期は開発が完了した時点とする。

□ 今後の予定

- ▶ 令和3年9月議会において、所要額を補正予算に計上し、令和3年10月1日施行を目指します。

以上

《メディアの方へ》

- 取材をお願いします。
- 事前告知をお願いします。
- 情報提供をします。

《発表種別》

- 記者会見発表資料
- 記者会見情報提供資料
- 随時

《問い合わせ先》

所属名 都市計画課
連絡先 053-576-1693
担当者 高瀬